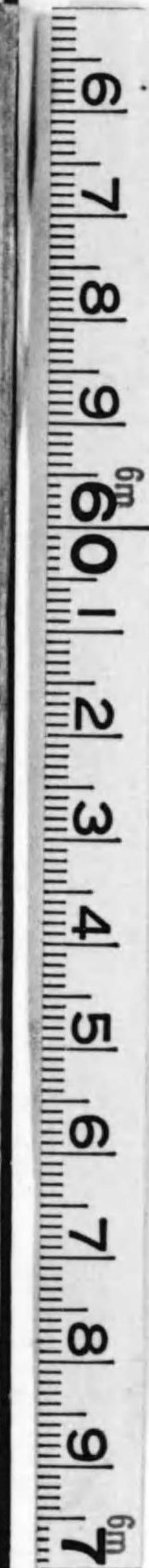


世界經濟情報社

電力國營問題と
その思想的根據

特234
409
田耀著



始



特234
409

序

最近に於ける經濟問題中、喧騒を極めたる事『電力國營問題』の如きは他に類例を求め難いといふてよい。之の問題をめぐつて統制の疾風をまともに喰ふ當業者の反対は當然の事であるが、官僚、軍部、經濟評論家、さては從來、社會事象に對しては象牙の塔の中から冷眼視して我不關焉矣としてゐた思想家、學者等々に至るまで街頭に出て論戰の火花を散らすに至つては、如何にこの問題が時代的な重要性を有するかを遺憾なく物語るものである。然し乍ら當業者ははじめ、本問題に關して賛否の論議をなしつゝある人士中、其幾人が本問題に對する正當な認識を有するやと見るに、遺憾乍ら曉天の星の如しと斷ぜざるを得ない。當業者の反対論が専ら技術的經濟的見地を出ないのは其置かれたる立場よりして當然の事乍ら、自他共に經濟評論家、經濟學者を以て任ずる人士にして尚、この問題の本質を目して、高々國家社會主義的乃至ファツシヨ的イデオロギーに出づるものなる事を剔出するに止まり、進んでより深き縁由の究明を爲さざるは怠慢と評すべきか、將又、認識不足と評すべきか、吾人は甚だ諒

解にくるしむところである。

然し乍ら今回の電力國營問題の本質たる、單に技術的經濟的に實施不可能なる事乃至は單純に國家社會主義的危險性を包含する事等の論を以て反対したりとて到底その核心をつき得べきではない。吾人の見るところによれば電力國營實施の結果は、遂ひに彼の恐るべきマルクス・レーニン主義に通ずる路なる事——これの究明なくしては、到底電力國營問題の本質を究めたりと稱し難きものと断ぜざるを得ないのである。此の小論はこの問題に關する筆者の研鑽の結果を述べたるもの、片々たる小冊子もとよりよく本問題の全貌を究むる能はざるも、少なくともその本質に就いては核心をつき得たりと信する。大方の諸氏一讀、本問題に對する認識を何程でも深めらるゝを得ば筆者の欣快これにすぐるものはない。

昭和十一年十月

著者識

内 容 目 次

一、國策としての電力國營案	一
二、思想問題としての電力國營案	八
三、電力國營案の立案者の思想内容	
(1) 電力國營案の反資本主義性	三
(2) 電力國營案の包含する マルクス・レーニン主義的要素	六
四、電力國營案と共産主義	六

五、電力國營案の實施

三

は不當に私權を侵害す

三

六、電力國營案は共產主義への路を開く

三

七、電力國營の客觀的社會的結果

三

八、電力國營案の根本的修正の必要

三

一、國策としての電力國營案

世の中がいそがはしくなるにつれて、色々新らしい言葉が生まれて來るが、此頃の新造語に「國策氾濫」といふのがある。言ふ意味は二・二六事件の後をうけて、未曾有の難航を續け旬日を費して漸く成立した廣田内閣が、其標榜する庶政一新の政策——廣義國防完成、國民生活安定、農村救濟等の具體化を計らんがために、行政各省に對して各々の立場からする所謂「國策」を提議せしめたのであるが、大部分は財政其他の社會的諸關係の均衡を無視した抽象論、理想論に過ぎなかつたがために、國防國策以外の一般政策は、到底之を現實的に消化し能はざる狀態——即ち氾濫を來たし、政府をして之が處置に窮せしめるに至つた事態を指すのである。し

かも氾濫する此等の諸政策は、實は官僚の功名心による机上計劃的な機械的一律的な『國營』案に過ぎないのではないのかの疑念を抱かれる節が充分にあり、従つてこの國策氾濫の中で現政府が結局溺れる危険性があるのではないかと氣づかはれてゐるのも強ち無理とはいへない。かかる事態は、國策の名に於て氾濫してゐる機械的一律的な國營案、統制案なるものゝ内容が政府當路者並國民に依つて、その根本から再吟味され、再検討される事の必要を緊密ならしめるものである。

ところで、これらの革新案中に於て、最も特徴的、最も飛躍的なるものは『電力民有國營案』である。電力國營案は非常時に對する庶政一新の政策中でも最も抜本塞源的性格を有するものとして、案出されたものであるが、之れは先づ内閣調査局の民有國營案が發表され、ついで内容的には調

査局案を一段と左翼化した遞信省案なるものが發表された。兩案いづれに依るも、根本を爲す重點は、發送電設備の民有國營といふ事である。前者と後者の差異は、前者は五大電力を中心として、民間發送電會社の發送電設備を強權的に現物出資せしめ一の特殊會社を造り、發送電を官吏が之れを運用せんとするに反し、後者は、これを單に五大電力に限らず殖民地並東北六縣を除く全國の發送電設備を凡て國家管理の下に置かんとする事と及び後者の民有國營は將來國營を實現せしめるための過渡的狀態として採り上げられた經營型式である點に根本的な特徴を持つてゐるのである。しかし兩案共、民間既設水利權はこれを國家に收用するのみならず、未開發水利權に關しては之れを無償で國家に收用せんとする、いはゞ沒收に異なる飛躍的國家統制案である。

そこに於ては、また配電會社の配電に關しても嚴重なる監督をなし、各配電會社の料金制定に「積極的に干渉制限を加へる」といふ事が規定されてある。従つてこの國營案なるものは、歸するところ、國家權力の強權的發動に依つて、既設民間會社の事業を取り上げ、國費を費さずして、所有權の行使を行はんとするものである。

然して、當局が何故に電力國營案を立案するに至つたかの理由については

「電力が產業の基礎條件であり、國民生活の必要品なる事が萬人の常識となつてゐる現代に於ては我國産業の躍進的發展のためにも、國民生活の負擔輕減のためにも延いてはわが國現下の國際的狀勢上絕對必要事たる國防強化のためにも電力を一層低廉ならしめ、その供給の豊富確實を計る事

が焦眉の急である事が痛感されてをつたのに、突如勃發した二・二六事件の直後、諸政改革の氣運の釀成により、電力問題の抜本的解決を計るは恐らくこの機を措いて無からうと或るひは希望し、或るひは洞察したためてあらう」と言つてゐる（奥村喜和男氏著、電力國營、思想研究所發行第二頁）即ち第一に我國産業の躍進的發展といふ見地から、第二には國民生活安定といふ立場から、第三には國防力強化といふ上から、更に賴母木遞相によれば『農村副業の獎勵化によつて農村の更生を計るため』（六月十九日、讀賣新聞）『豊富且つ低廉なる電力を確實に供給』しやうといふのがこの案を立案した根本趣旨である、と稱するのである。而して此の根本思想は更に展開されて前記引用書第六〇一六一頁に記載されてゐる。

この趣旨に就いて異論のあるのは、日本國民として恐らく一人もあるまい。產業の躍進的發展といひ、國民生活の安定といひ、國防力強化といひ更に農村救濟といひ、凡てこれ我國現下の諸状勢裡に在つては焦眉喫緊の大事であり、これが方策樹立は一日たりとも忽緒にすべきものではない。

然るにも不拘、この案の實施については、當の電力業者のみならず、一般財界、經濟界、擧げて大反対の氣勢を示してをり、經濟評論家、經濟學者等に在つても一部少數の人士を除き大部分は之れに反対意見を開陳している。

惟ふに、この事たるや、かゝる案を實施するも、徒らに根幹產業たる電力業の發展を阻害する結果を招來し、言ふところの國防充實も國民生活安定化も、さらには農村救濟も所詮空論に終らざるべからずといふ如き、經

濟技術上の見通しに依るものであらうが、更に有力なる反対論據としてはこの電力國營案の基調には矯激なる社會經濟組織變革思想が横たはつてゐるのでないかと疑がはれてゐる爲めである。

この事たる、決して當局の言ふごとく『爲めにせんがための強索附會』といふが如きものではなく、電力國營の正當性と必然性に關して、屢々當局が立案者をして、新聞、雜誌、其他に於て發表せしめたる説明理由を見れば、電力國營案を立案するに至つた抑々の基調は、決して單なる經濟技術的範圍に止まるものではなく、立案者奥村氏自ら言つてゐる如く一の『思想問題』乃至『思想戰』であり、しかもその『思想』たるや、當局が縷々辯明するが如く現存社會經濟組織を是認する立前の思想に非ずして、むしろ現存社會經濟組織をその根本より變革し去らんとする、最も危険、最も

矯激なる社會改革觀念をその中に包含するものである。しかも我々の見るところに依れば、その社會改革觀念は、ナチス的のそれ乃至ファシズム的のそれに止まるものではなく、進んでマルクス・レーニン主義的改革觀念に至る萌芽を含むものなるが故に、その矯激性危険性は、愈々重大視せねばならないと信ずるものである。以下これを剔出し検討して見やう。

一、思想問題としての電力國營案

電力國營の目的は前述の様に「電力の供給を低廉且つ豊富ならしめる」といふのであるが、それのみではこの目的の爲に何故に電力國營が斷行せらるべきか、理由は少しも明かにされて居ない。電力國營以外の途によつてはこの目的は達成され得ないといふ根據は何ら説明されて

ゐない、寧ろ、電力國營は證明を要しない前提であつて、たゞ僅かに「電氣は一般産業の根基であり、普遍的であるといふ特性からして、廣く需要者に均衡を得た供給を爲して、國民生活の内容を豊富にし、一般産業を振興せしめたい、恰も新鮮な空氣や朝らかな太陽熱を一般によりよく均霑せしめて、各人の健康を増進せしめたいといふ心持と同一であつて、「電氣なるが故に」といふ前提である」(大和田電氣局長述日滿經濟パンフレット第一輯五頁)といふ様な素朴な感情論を吐露してゐるに止まるが、かくの如きは國民經濟のイロハも知らぬ論で、本問題の如き一國經濟の根幹に關する重大事に對する前提たりうるものではない。之以外には何等、電力國營斷行の必然性は正しく根據づけられてゐない。従つて電力國營を證明を要しない前提たらしめてゐる思想そのものが問題となるのである。

前項に引用した奥村氏の論述から我々は二つの問題を引き出し得る。第一の問題は電力國營斷行は果して産業の躍進的發展、國民生活安定、國防力強化を充分に保證し得るかどうか、換言すれば、電力國營斷行は産業の躍進的發展、國民生活安定、國防力強化のための必然的な條件であるかどうかといふことであり、第二の問題は電力の低廉化、その供給の豊富化のために果して電力國營斷行が必然的であるかどうかといふことである。この二つの問題が先づ検討されなければならぬ筈である。

だが、今一應この點は後に論ずる事として、先づ我々はこの電力國營案が單に電力問題にのみ關するものではなく、國家社會全體の根本的改革の思想的立場から出發した、現狀打破的根本政策であることを明かにして見たいと思ふ。現に奥村氏自身『今や電力問題は單なる經濟問題ではない』

と云つてゐる（前掲第二頁）また氏は他の個所で『電力國營問題は今や經濟問題たるに止まらず庶政一新の革新舞臺上に於ける最大政治問題として登場した』のであり、『現狀打破か現狀維持か、全體主義か個人主義か、統制經濟か自由放任かの岐路は、電力國營斷行か否かによつて、その政治的方向を決する』（前掲六二頁）と云ひ、電力國營問題の有つ政治的重大性を強調した後に、電力國營問題は『一つの大なる思想戰』であると確言してゐる。電力國營が現存政治經濟組織の根本的改革の思想、現狀打破の思想から出發してゐることとは、右の奥村氏の言葉のみならず、奥村氏と並んで電力國營案の立案者と目されてゐる同じく内閣調査局員たる出弟二郎氏の言葉からも明白である。出氏は『ダイヤモンド』七月十一日號二二頁で、『政治經濟社會の各方面に亘つて現狀を開き、改善して新時代に

「フィットする革新的諸政策をとることが絶対に必要であること」を念頭に置かないならば電力國營案を了解することは出来ないと云ひ、『若し現状維持に執着して、社會状勢の變化の現實に耳を塞ぎ眼を鎖して本案を見るならば、不満と不安件の念にかられるであらう』と云つてゐる。

従つて電力國營案は政治經濟社會全般に亘る根本的改革思想の所産である。

では一體、この電力國營案を産み出した思想とは如何なる内容のものであらうか？

三、電力國營案の立案者の思想内容

(1)、資本主義的企業と國民的國家的利害とは相矛盾するものであるとの認識に基づく

いて、資本家的搾取、資本家的不當利得を廢絶し、國家國民全般の福祉のために現存經濟機構を變革せんとする反資本主義的變革思想。而してこの反資本主義的思想は、二・二六事件の勃發を契機として現存社會經濟機構に對し、「電力國營斷行」といふ形で、「一つの大なる思想戰」の最初の展開がなされたものである。

奥村喜和男氏は「電力國營を斷行せよ」（「產業公論」）といふその論文において、電力の開發は「到底民間會社の企て、成功するものではなく」また料金の引下げは現状の下では「その使命を遂行することは絶対に出来ない」と云ひ、このためには「營利本位を脱却した國家の意志により發送電事業を運営する事が最も適切である」と主張してゐる。又氏は他の論文（「現行電氣行政の欠陥と國營問題」）で、「現行電氣事業法は、根底的

には資本家の利潤確保のためにする事業者本位の統制法である』（前掲五
一頁）と述べてゐるが、これは現在の經濟のみならず、政治が根底的に
は資本家の利潤確保のためのもの、資本家階級のためのものであるといふ
認識に他ならない。

即ち、こゝにおいて、奥村氏は民間の資本主義的企業を營利本位のもの
と規定し、この資本主義的企業は本來國民的國家的利益と根本的に對立し
矛盾するものとし、かくて『國民全體の福祉』のために現存經濟機構——
現存政治經濟組織——を變革、を望ましいと考へる。奥村氏は云つてゐる。
『個人主義を基調とした經濟機構から、國家國民全般の福祉を目的とする
經濟組織への變革、がなされんとしつゝある』（前掲二頁）

『個人主義を基調とした經濟機構』とは資本主義經濟機構に他ならない

（すべての國家社會主義者が、奥村氏と同様に、資本主義經濟機構を、個人
主義、自由主義を基調とした經濟機構として規定してゐる。）そして、こ
の資本主義的經濟機構は營利本位のものであつて、資本家階級の手に不當
利得を得しめ、資本家的搾取を保證するものであるから、國民一般の幸福
と根本的に矛盾し對立するものであると奥村氏は考へ、この國民全體の幸
福と對立する現存資本主義的經濟機構を變革し、資本家的不當利得、資本
家的搾取を廢絶して、國民全體の福祉のための新たな經濟組織を打ち立て
ねばならないと斷ずる。奥村氏は又曰く『國全體が繁榮し、國民一般が幸
福になるためには、從來の組織經營により不當に利得せる一部の不満不利
益は克服して進むべきである』（前掲四頁）

要するに、國民的、國家的、利害と資本主義的企業とを根本的に對立せしめ、

國民全體の福祉の名において資本主義を否定せんとする思想——これが電力國營案の立案者奥村喜和男氏の中心的思想であり、この思想から出發して電力國營を、「拔本塞源的方策」として断行しやうとしてゐるのである。更に氏はつゝいて曰く、「今回の電力問題はいはゞ電氣事業以外から即ち外部的理由から結論せられたる必然的要請である」（前掲四頁）と。即ち、電力國營は反資本主義的な思想的立場——國民全體の幸福のために現存經濟機構を變革せんとする立場——からの必然的な結論だといふのである。從來の電氣行政は「事業者本位のもの」であつた。「資本家の利潤確保のためにする」この「事業者本位」の政治經濟組織は「國民全體の幸福」のための政治經濟組織に變革されなければならぬ——この「電氣事業以外の外部的理由」から電力國營が斷行されねばならぬと云ふのである。

かくて『拔本塞源的方策』としての電力國營の反資本主義的性質は最早明かであらう。

しかも、このような反資本主義的性質をもつた電力國營斷行は、二・二六事件の勃發を契機として、强行せしめられようとしてゐる。このことは氏自身の言葉に徵するも明かである。奥村氏はさきに現存經濟機構の「國家國民全般の福祉を目的とする經濟組織への變革」を強調したが、さらにそれに續いて『二・二六事件を契機としてわが日本にさうした經濟組織への編成替が着々と行はるるであらうこと私は確信する』（前掲三頁）と云ふ。氏は實に二・二六事件を契機とする現存經濟機構の變革を確信してゐる。人はこゝに氏の抱懷する變革的思想と二・二六事件イデオロギーとの内面的つながりを發見する事にさう困難を感じないはづである。

(2) 資本主義に關するマルクス・レーニン主義的見解に基づいた反資本主義的思想——

——國家社會主義

「國家權力は資本主義の初期に於てはその育成の爲めに、上昇期においてはその自由なる發達を妨ぐる障害を排除するために發動したが、資本主義の下向期——現今はまさにこの時期に屬するが——にありては、其矛盾を克服する爲に資本主義の必然的特質たる經濟の自由に對して強力なる制限を加ふる様に發動するものである。斯様にして、好むと好まざると拘らず國家權力は資本主義の修正の上に働きかける事となる。」（前掲六一頁）

以上の論述が奥村氏の國家權力に對する根本的見解である。

このような資本主義に關する奥村氏の見解は、そつくりその儘寸分違はぬ表現で、凡ゆる新聞雑誌に必ず掲げられて居るが、斯の如く氏にとつて

原理的なものであるこの資本主義に關する見解こそはマルクス・レーニン主義的認識とその内容上凡んと同一である。

マルクス・レーニン主義も奥村氏と凡んと同様に、現存社會の經濟機構のみならずまた政治機構を『資本家の利潤確保のためのもの』『資本家（事業家）本位のもの』とする——マルクス・レーニン主義者に依れば、現存社會は、この故をもつて、『ブルジョア社會』と呼ばれる——のであり、この『資本家の利潤確保のためのもの』たる現存社會組織の下では勤労者たる國民の幸福はもたらされ得ないと考へてゐるのであるが、それと同時にまた、資本主義の發展を『資本主義初期』『資本主義上昇期』『資本主義下向期』の三時期に區別し、現在はまさにこの『資本主義下向期』に屬してゐるといふ見解をとつてゐる。資本主義の發展と國家との關係につい

てもマルクス・レーニン主義は、資本主義初期においては國家はその育成のために配慮し、資本主義上昇期においてはその自由なる發展のために配慮するといふ見解をもち、第三の資本主義の下向期においては資本主義の矛盾は尖銳化し、資本主義の危機が深まると主張してゐる。マルクス・レーニン主義者はまた『資本主義下向期』なるものを『資本主義の没落期』或は『戦後資本主義の一般的危機の時期』とも呼んでゐる。

奥村氏の見解はマルクス以外の思想を以ては理解し得ない様に叙述されてゐる。從て資本主義に對する見解は前述の如くマルクス・レーニン主義のそれと内容上凡んじ同一であるのみではない。『資本主義の矛盾』と云はれる場合、それは資本主義の弊害、欠陥といふようなものとは意味が違ふそれは資本主義に内在する資本主義、そのものゝ矛盾である。マルクス・レ

ーニン主義は『資本主義の矛盾』を根本的には生産と所有との矛盾として見てゐる。資本主義社會においては生産は社會化されてゐるにも拘らず、所有は資本家の私有に屬する。この矛盾のために一方においては、資本家の不當利得と資本の集中、資本の支配、他方においては被搾取的勤労大衆（國民全體）の一般的貧困との矛盾が益々深まり、貧富の對立が激化するこの社會的生産と資本家の私有との間の矛盾、この資本主義社會の基本的矛盾は、資本家の私有が廢絶され、生産手段が資本家の手から離れて公共の所有に轉化され、國有化されることによつてのみ克服され得る。而して『資本主義の矛盾』は『資本主義下向期』即ち『一般的危機の段階』においては未曾有に尖銳化し激化する。生産と市場との矛盾は極度に激化する經濟恐慌は世界的な規様で深化する。一方においては生産手段と生産物の

過剰、他方においては仕事なく生活資料なき労働者の過剰——即ち、慢性的の大衆失業。そして、これらの二つのもの、過剰生産手段と過剰労働力とは、資本主義社会の下においては、結合され得ないが故に、生産力の発展は行はれない。このような諸矛盾は『資本主義下向期』においては特に尖銳化し最早資本主義を廢棄して新たなる社会組織としない限り克服するに由なきものとなる。即ちこの矛盾の克服は生産手段の公共の所有への轉化即ち國有化以外にはない。かくの如くして資本主義社会は、その矛盾の克服——資本家の私有の廢絶——によつて必然的に社会主義社会に轉化するこれがマルクス・レーニン主義（共産主義）の『資本主義の矛盾とその克服に關する見解』である。

ところで、奥村氏はこのマルクス・レーニン主義的見解に符節を合して、

「資本主義の下向期——現今はまさにこの時期に屬するが——にありてはその矛盾を克服するためには、資本主義經濟機構を變革（修正）しなければならぬと主張してゐるのである。

國家社會主義や空想主義的社會主義者も同様資本主義の欠陥、弊害を認めるが、多くの場合この欠陥、弊害を除去して資本主義を單に改革せんとするに止まり之れが廢棄までは主張せぬ。然るに奥村氏は資本主義の『矛盾』を認め、資本主義の下向期において『この矛盾を克服するためには、資本主義を部分的であれ全體的であれその程度は別として變革せんとする。この點において、奥村氏は國家社會主義や空想主義的社會主義よりも、寧ろマルクス・レーニン主義により多く接近してゐると言へるであらう。

してみると、奥村氏がソヴェート・ロシアにおける電力國營による電力

事業の素晴らしい發展を語つて、『誰れかロシアの電力に對する國家的熱意に喫驚せざるものがあらう』（『前掲二〇頁』）と云つて、ソヴェート・ロシアの電力國營の成功に多大の關心と羨望を表したことも、決して偶然ではないよう思はれる。

以上の如く、奥村氏の思想は資本主義に關してマルクス・レーニン主義と内容上殆んど同一な、見解の上に立つた反資本主義的思想であることが明かになつた。然し、奥村氏の思想は勿論、マルクス・レーニン主義（共産主義）そのものではない。

マルクス・レーニン主義は國家を『階級支配の機關』と見、これを過渡的なもの消滅すべきものと見なし、書かれたるすべての從來の歴史を階級闘争の歴史と見なす。マルクス・レーニン主義はプロレタリアート（労働

者階級）の立場に立ち、自らを常にプロレタリア階級の理論として定立しプロレタリアートの獨裁を通じて社會主義社會を實現する事によりプロレタリアートの解放、したがつて、全人類の解放を行ひ得べしと誇稱する。従つて、そこでは社會主義を建設し實現するものはプロレタリアートであつて超階級的な『國家』超階級的な『國民全體』ではない。と見てゐる。

然るに、奥村氏にあつては、その社會主義——國民全體の福祉増進、生產力の積極的増大——を實現するものは資本家に對立した『國家』資本主義的經濟組織と對立した『國家』であつて、特定の階級ではない。この點において奥村氏の社會主義の内容は寧ろ、國家社會主義である。従つて、奥村氏の思想は、資本主義に關してその内容上マルクス・レーニン主義のそれと凡んじ同一な認識の上に立つた、國家社會主義であるといふことが出

來よう。

奥村氏の思想的立場が反資本主義的なものであり、現存經濟機構を變革せんとするものであることに於いては以上の論述で明白であると思ふが、奇怪な事には氏は、「電力國營は決して資本主義を變革せんとするものではなく、これを適正に合法的に修正せんとするものである」と述べて辯解これ努めてゐる。だが然し、奥村氏自身實は既に「個人主義を基調とした經濟機構の國家國民全般の福祉を目的とする經濟組織への變革」（前掲二頁）を強調してゐるのであり、然してこの「個人主義を基調とした經濟機構」こそは凡んとすべての國家社會主義者においてそうであつたように、又奥村氏においても資本主義經濟機構以外の何ものとも意味しなかつた。若し一步譲つて奥村氏の苦しい辯明を受け容れるとしても、奥村氏の反資

本主義的思想が社會主義的なものである事に關しては何らの疑問もない。何故ならば、資本主義を根本的に變革するものではなくこれを所謂「公益主義的」に修正し、資本主義を一舉にして廢棄するものでなかつたにしても——恐らく氏は資本主義を一舉にして變革せんとはしてゐないであらうが——しかも資本主義の修正が社會主義の方向に向つてなされる場合には究極的には資本主義の社會主義的變革が目指されてゐると云へるであらう況や之の奥村氏の思想を唯一の理論とし、奥村氏自身も、後世に残すべき記念碑として打ち立つ心掛のもとに書かれた、電力國營論によつて、建設された具體案を見ても、資本主義の修正によらずして所有權の沒收、憲法の改正に至らざれば實行し得ざる、國營の眞想を見る時吾人は啞然とするより外はないのである。

四、電力國營案と共産主義

以上分析した様に電力國營案の思想的基調はそれ自身としては決して共産主義的思想ではない。然し、それはつひに共産主義即ちマルクス・レーニン主義と根本に於いては軌を一にするものである。

右に見た様に電力國營案の根本基調の一として、先づ第一に資本主義的企业の否定及びこれの否定による國民生活の安定といふ事をいつてゐるのであるが、これについてはマルクス・レーニン主義は『資本家的私有の廢止』と『大衆の搾取からの解放』を主張してゐる。ソヴェート・ロシアの舊憲法のうちに明記されてゐるソヴェート國家の根本經濟政策の一つは『私的利潤の排除及び一切の經濟的剩餘の社會的使用』である。『即ち亂立無統

制にして營利本位の經營に基づく民間當業會社』（遞信省案）『投下資本に對する利潤率を最小ならしむることを望む』（調査局案）私的企业に對して否定的立場に立つ電力國營案が目指すところと同じである。

次に、電力國營實施の手段としては、民間既設會社の發送電設備を強制的に現物出資せしめるといふのであるが、之れはいはゞ民間資本の犠牲に於て、社會經濟組織の變革をなさんとするもので新經濟政策時代のソヴェート經濟政策と全く似てゐる。當時ソヴェートにおいては國營といふ全經濟機構の中で、一部の資本主義的企業を許し、この資本主義的企業を國營そのものゝ擴大と強化のために利用した。即ち、ネップマン（ネップの資本家）の資本主義的資本の犠牲によつて國營を強化し、全經濟機構を根本から變革せんとした。所謂『民有國家管理』といふ形式で民間の資本を利

用し、民間會社の設備をとり上げてその代償として配當保證付設備會社の株式を交付することによつて全面的國營を實現せんとする電力國營案はこのネツプの時代のソヴェート經濟政策と同一の軌道を歩むものといふも過言ではない。モロトフは第七回全聯邦ソヴェート大會における報告で『社會主義の勝利はネツプの基礎の上に得られたものである』と云つてゐる。日本の電力國營案はこの逆を行くのであるが。目指すところとその遣り方とは相似てゐる。即ち、それは民有國家管理といふ謂はゞ一つのネツプの基礎の上に、資本主義的資本の犠牲によつて、全面的國營を實現せんとするものである。と断ぜざるを得ない。當局は勿論、電力國營案とネツプとは全たく無關係であると思つてゐるであらう、相似性といふことすら考へて見ないかも知れぬ、然し乍ら、若し假りに百歩をゆづり、今回の國營案

の意圖する民間發送電設備の強權提供が、民間資本の犠牲による、社會經濟組織の改革を意味しないとしても、次に述べるが如き疑問の生ずるのを如何に解決しやうとするか！

五、發送電設備の強權的

出資は私權の侵害である

右の疑問とは何か。

政府の企圖する電力國營案の内容たる、發送電設備を強權的に現物出資せしめる如きは、現行法制そのものからの解釋に依るも、亦、現行法制の依つてもつて立つ法治國主義の原則からするも「私權」の侵害に非ざるやといふことこれである。

現物出資とは我商法の規定に依れば『財産ヲ目的トスル出資』であつて（五十一條）又『金錢以外ノ財產ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス』（百二十二條）とも規定してゐる。現物出資は大多數の場合、營利法人設立行爲の一部としてなされるものであつて、例へば株式會社の設立に當つて、金錢を以て拂込む代りに、設備、其他財產價値を有するものを以て之れに代え、會社當事社は之れに對して相當額の株式を交附する。然して交附されたる株式は、他の金錢拂込に依つて取得した株式と内容が全たく同一であつて、その間差別はないのである。

所でこの現物出資といふ事は公益性といふ事とは何ら關係はないので公益法人設立の場合に限り現物出資を認むるといふ様な規定はない。即ち現物出資なる法律行爲は、他の私人の任意な意志に委ねられたる法律行爲

と等しく、何ら特殊性を持つものではないのである。

然して、一方に於て政府によつて企圖せられてゐる日本電力設備株式會社なるものは、之れを純然たる公益法人と見らるべきや否やに關しては、相當異論のあるところであつて、假りに、最近新聞紙上に於て發表を見たる遞信省案の如く、發送電設備の賃貸業を營み、當該賃料の一部を利益金として配當するといふ様な事になれば之れを公益法人といはんよりは寧ろ營利法人と稱する方がむしろ妥當と感じられる位である。果して然らば、政府は營利法人設立に對して、民間私人に現物出資を強要し得ないのは論を俟たざるところといはねばならぬ。従つて若し強權的に現物出資をせしめたる場合には、之れに對し行政上の救濟を要求しうべき事勿論である。

當局は帝國憲法第二十七條一項の『日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コ

トナシ』といふ條項を充分尊重すると言明し乍ら、第二項の『公益ノ爲メ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル』といふ條項を不當に擴張して解釋し既設會社設備の現物出資を強制しても、それは『公益』的立場よりするものであるから何等違法ではないと強辯してゐる。

この論は二つの構成部分に分けられる。

第一は電力民有國營案は現在の民有民營よりも大なる公益を實現せしめ得べしといふ思想。第二は『公益ノ爲メ必要ナル處分』と認むるに疑義ある場合といへども、先づ法律を作つて一方的に當該處分が『公益ノタメニ必要アルモノ』と認め、之れに依つて國民の所有權を強制的に現物出資せしめ得べしとする思想、これである。

然るに、この中前者に關しては、電力を民有國營とするも果して現在の

民有民營型式によるよりも大なる公益を實現し得るか——即はち料金を値下げして國民大衆の負擔を輕減し得るか否かに就いては、専門家により、全然計數的根據なき事が證明されており、甚だ疑はしいと見ねばならぬ。

後者に關してはこれは本質上『切捨御免』と何等異なるところがない。『公益ノ爲メ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニヨル』といふ條項の意味するところは、苟しくも、當局の主觀的認識に依つて、『公益ノ爲メニ必要アリト認メタルトキ』は、如何なる場合といへども常に立法手段によつて民間所有權を侵害し得べしといふ様な單純な意味ではない。若し假りにかかる意味なりとせんか、國民は營々辛苦して築き上げた所有權がその時々の行政當局の一方的意志によつて、重大なる損害を蒙むらしめられる事に對し如何ともすべからざる事態を生じ、その結果は折角幕府專制を倒して、維新

の大業を恢宏せられたる明治大帝の暖たかき大御心——法治國主義は一朝にして危殆に陥る事となるであらう。經濟的には又、國民の脳裡より勤勉思想を奪ひ、自暴自棄に陥入らしめる結果、一國産業の荒怠するを到底防止出來ないであらう。

「公益ノ爲メ必要ナル處分ハ法律ノ定ムルトコロニヨル」とは右の様な單純な意味ではない。

帝國憲法が「公益ノ爲メ必要アル處分ハ法律ノ定ムル所ニヨル」として之れを「命令」に依らしめなかつた、抑々の理由は何であるか。言ふまでもなく「法律」の制定には議會の協讃を要する。之れに反し命令には之の要がない。此の場合議會の協讃とは別の言葉で言へば『國民の意志の參加』といふ事である。即ち「公益ノ爲メニ必要ナル處分ハ法律ノ定ムルトコ

ロニヨル」といふ事の意味は、「公益ノ爲」にする處分と雖も、之れを行政當局の一方的意志を以てする事なく、國民の意志をも參加せしめ、不當なる結果を招く様な事のない様にすべしといふ立前から來たものである。

以上、いづれの點より見るも政府が民間發送電設備の強權的現物出資を爲さしめんとするのは、明白に私權の侵害であると斷ぜざるを得ぬ。

六、電力國營案は共產主義への路を開く

電力民有國營案の基調に横たはつてゐる第三の觀念即は國家管理、國家統制を通じての生産手段の國有といふ事については、マルクス、レーニン主義は『生産手段の社會化』『生産手段の國有化』といふハツキリした政策を立てゝゐる。ソヴェート聯邦の憲法に明記されたソヴェート國家の

根本經濟政策の一つは『土地、礦山、工場等の如き一切の基本的生産手段の社會化國有化』である。勿論電力國營案には生産手段の國有、其社會化的思想は設備の永久使用貸借と云ふ形で現されて居り、然して『全面的國營』が必然的に導いて行くところは生産手段の國有化、社會化でなければならず、この點において、電力國營案は憲法第二十七條の公益の意義を非常に擴大し其の認定を官僚に任すものであつて『生産手段の國家沒收』『生産手段の社會化』といふ共產主義的根本目的の實現への道を開墾し、それへの端を開くものであると云はれ得る。

賴母木遞相によれば、農村電化、農村工業化のために電力國營は是非共必要としてゐる。奥村氏も亦、その發表された論文の隨所に於いて同じ様な論をされてゐる。然るに之は奇怪な事には、ソヴェート的觀念と根本的

に一致してゐる論である。

農村の工業化、農業の電化はソヴェート・ロシアにおける社會主義建設の最重要なる任務とされて居る。レーニンは一九二一年三月の第十回黨大會における演説で農業電化の決定的意義を特に強調した。『共產主義とはソヴェート權力プラス全國の電化である』（レーニン全集、第二十六卷）と云つたレーニンは、農業の電化による農業の技術的基礎の變革即ち農業の工業化、と農村と都市の對立の止揚の條件と考へた。

農業の電化、農村と都市との對立の止揚といふソヴェート的共產主義思想をソヴェート的現實から引き離してかゝる思想そのものとして借用に及んだ、我が國の電力國營案の不幸は、かゝる思想を日本的現實、日本的條件を無視して機械的に行はんとすることによつて、實は問題そのものゝ如

何なる現実的解決の可能性をも與へられないといふその運命である。農業の電化が行はれ都市と農村との対立が止揚されるためには過小農經營、小規模農業經營が廢せられ土地改革が行はれてゐなければならぬ。特に過小農經營が一般的である日本農業において土地改革も行はずして農業の電化を行はんすることは全くの本末顛倒であり、全くの馬鹿げた空想である。これは官僚の非現実的空想性、電力國營の机上空論性の最もよい表現である。

要するに、電力國營の思想は、前述した如く、共產主義即ちマルクス・レーニン主義と幾多の思想的な類似點をもつており、幾多の共通な思想的因素をもつてゐる。従つて、電力國營案の思想は共產主義そのものではないが、それは思想的に共產主義への道を準備し、共產主義の目的實現への

道を開くものであることもまた明かである。それは資本主義的企業に對して否定的な立場をとり、現存經濟機構を變革せんとすることによつて、共產主義の方向に巨大な一步を踏み出すものであることは事實である。電力國營案の第一の恐るべき思想的危險性はまさにこの點に存してゐる。

電力國營案は勿論プロレタリアートによる國家權力の掌握を目指しては居ないが生産手段の國有化を直接的に目指して居る。電力國營案の反資本主義的立場からの全面的國營は思想的にも現實的にもこの恐るべき共產主義的危險を準備するのである。換言すれば、共產主義に對して有力な物質的精神的支柱を提供するのもである。

電力國營案は資本主義的企業に對して否定的立場をとりながらもなほ生産手段の資本主義的私有をその根柢から全面的に廢棄することをせず、寧ろ

資本主義的資本の犠牲において現存の資本主義的經濟機構を變革し、全面的國營を實現せんとする。この點において、電力國營案の内容は社會主義への究極的方向をもつた國家資本主義である。それは資本主義的私有を直接的に廢棄しない點において國家資本主義的であるが、形だけでも國家資本主義は共產主義の敵對物では決してない。レーニンは革命後のソヴェート・ロシア、特に新經濟政策のロシアが設立したものを『國家資本主義』と名づけてゐる。『ソヴェート政府は利權の形で國家資本主義を設立し、小生產よりも大生產を、時代おくれの生產よりも進歩的生產を、手工業よりも機械的生產を旺盛ならしめ、自己の掌中にある大工業生產量を増大し小ブルジョア無政府的生產に對して、國家的、統制的經濟關係を旺盛ならしめる』（レーニン全集第十八卷第一冊）とレーニンは云つてゐる。資本主義に對して否定的立場をとりつゝも資本主義的私有を根抵的に廢棄せずに全面的國營を實現して行く電力國營案はレーニンによつて説明されたこの社會主義を目指すソヴェート經濟政策と内容上凡んど完全に一致する。

『ネツプのロシアのうちから社會主義のロシアが生まれる』と一九二二年末レーニンが云つたように、電力國營案の全面的國營からマルクス・レーニン主義が根を下すのではなからうか。

七、電力國營の客觀的社會的結果

電力國營は思想的にマルクス・レーニン主義への道を準備し、その方向に巨大な一步を踏み出すものであるばかりでなく、また現實的客觀的にもマルクス・レーニン主義への實現を實踐的に容易ならしめることによつて

共産主義への危険を益々醸釀するものである。即ち、電力國營はマルクス・レーニン主義實現への客觀的條件を完全に準備する。

先づ第一に電力國營の原理を發展させ、徹底させて行くならば、あらゆる企業あらゆる種類の資本主義的生産が國營化され、すべての生産手段が國有化されねばならぬ。既に、このやうな社會主義的結果を電力國營案そのものが思想的理論的に準備している。

先づ貧窮なる大衆はあらゆる生産物の『低廉且つ豊富なる供給』(?)を受けるためにあらゆる種類の企業の國營化を要求するであらう。電力國營を强行せんとする政府はこの要求を充たす義務がある。さて、その後には、あらゆる生産手段の國有化、社會化が要求されるのは實に當然である堰を切られた大きな流れはドツと一時にこの一直線の道を流れ走るのである。

る。そのときは最早この大きな流れを喰ひ止めることは出來ない。

『低廉にして且つ豊富なる供給』のために、すべての工業を國營にしろ、デパートを國營にしろ、土地を國有にしろ、住宅を國有にしろ、と叫んで労働者や農民が一齊に立ち上つた時に、その單なる官僚的功名心から机上空論的に機械的に電力國營を强行せんとする現官僚は果して如何なる顔付で如何なる態度を探らんとするのか？その時は最早既に時期は晩いのだ。

企業の國營化が直接直ちにすべての生産手段の國有化に導かれない場合でも、『高度に發達し全國に的統一された國營企業の存在はプロレタリア革命の成功にとつて最も有利な條件をなしてゐる』といふ認識はコミニテルンの原則的な認識である。政府は、何を好んでこのような恐るべき共產主義の危険を敢て眞近に招き寄せようとするのか。國家官僚としてこれは

實に奇怪千萬である。非常時の重大責任を自ら負ふ官僚は、今や、ハツキリと自己の認識不足に目覺め、その誤謬を悟らなければならぬ。

重大なる責任ある政府當路者は「人民戰線」の發展の前に共産主義革命への直接的な易々たる大道を準備し、共産主義革命の危険を眞近に招き寄せようとするが如き愚舉を敢てすることを即刻止めよ。

要するに電力國營は、それが實施されることによつて、共産主義實現への客觀的現實的條件を準備するものである。

八、電力國營案の根本的修正の必要

我々は以上電力國營案の内容をその根本から吟味した。その結果、この電力國營案はその思想において、またその客觀的社會的結果において、マ

ルクス・レーニン主義への直接的な道を準備し、共産主義實現の危険を眞近に招き寄せるところの危險至極な社會化的國營案であることが明かにされた。

要するに電力の民有國營案は日本の現實、日本の條件を無視した機械的な、机上の空論であり、直譯された國營論にすぎぬ。しかもその根抵には所謂國家革新的氣運の波にのり、流行に押されて焦つた官僚の功名心が横たはつてゐる。

非常時の重大責任を負ふ國家官僚諸氏はもつと落ち付いた態度で、全國家的見地から問題を正しく摑み、正しく解法して行く様にせねばなるまい。國體明徴を説き非常時打開を念とし、日本精神を標榜し、歐米思想の直譯的移入を排斥すべき任務を有す當路者が只美辭麗句と空虚なる宣傳に迷は

れて上來説明し來りたるが如き一個人のマルクス・レーニン主義に誤られ自ら共産主義への直接的な道を開き、共産主義の恐るべき危険を眞近に招き寄せんと敢てし、日本の現實を無視して、機械的な直譯主義に墮すとは何たる皮肉であらうか。

政府當路者及び一般識者はこの點に關して深く深く反省しなければならぬ。而して新に吾々は眞の日本のものを作り出さねばならぬ。

昭和十一年十月廿日印刷
昭和十一年十月廿五日發行

定價金五拾錢

東京市麹町區内幸町一丁目五番地

永田耀

耀

印著作
刷發人

印 刷 所

遠藤印 刷 所

所

東京市京橋區木挽町三丁目五番地ノ一

發行所 世界經濟情報社

電話銀座 三〇一九番

339

1310

終

1123